

旭川市感染リスク低減協力支援金 申請の手引き

令和2年7月1日 改正（添付書類）

本支援金は、北海道の休業等要請に伴う「休業協力・感染リスク低減支援金」の対象外となっている「酒類の提供がない飲食店」又は「酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない飲食店」を営む事業者のうち、旭川市内全ての当該施設において感染防止対策の取組に御協力いただく事業者を対象として本市独自に給付するものです。

【給付額及び申請先早見表】

区分	対象事業者（概要）	北海道 支給額	旭川市 給付額	申請先
休業要請・ 感染防止対策	(1) 北海道知事が休止を要請する施設又は特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	10万円 道に上乗せ	北海道に申請 【休業協力・感染リ スク低減支援金】
	(2) 北海道知事が休止を要請する施設又は特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業者	20万円	20万円 道に上乗せ	
感染防止対策	(3) 酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取りやめた事業者（法人/個人事業者）	10万円	20万円 道に上乗せ	旭川市に申請 【旭川市感染リス ク低減協力支援金】
	(4) 酒類の提供をしていない飲食店又は酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない飲食店で、営業の休止や営業時間の短縮など感染症防止策を実施した（する）事業者（法人/個人事業者）	支給 対象外	10万円 【市独自】	

※(4)の施設に加え、上記(1)から(3)までのいずれかに該当する施設も営む事業者で、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の要件を満たしている場合は、北海道への申請も必要となりますので御注意ください。

旭川市感染リスク低減協力支援金概要

（詳細は次ページ「旭川市感染リスク低減支援金について」を御覧ください）

【対象事業者】

飲食店（テイクアウト（持ち帰り）・デリバリー専門店等を除く）のうち、「酒類の提供を行っていない店舗」又は「酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない店舗」

※ 一部例外となる場合がありますので、「旭川市感染リスク低減支援金について」Ⅱ及びQ&Aを必ず御確認ください。

【受付期間】

令和2年6月1日（月）から同年7月31日（金）【同日消印有効】まで

【申請書類の提出】

感染症の拡大防止のため、郵送による申請に御協力ください。

※ 郵送による申請が困難な方は下記の「問合せ先」まで御相談ください。

＜郵送先＞

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道北地域旭川地場産業振興センター2階

旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当 宛て

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください（郵送料の不足に御注意ください。）。

旭川市感染リスク低減支援金について

I 支援金の概要

旭川市では、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の対象とならない「酒類を提供しない飲食店」又は「酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない飲食店」において、旭川市内全ての対象施設で感染防止対策に協力いただく事業者を対象に、1事業者あたり10万円の支援金を旭川市独自に給付します。

II 給付要件

本支援金は、次の1から3まで全ての要件を満たす事業者が対象となります。

- 1 令和2年6月1日（月）時点で、次の対象となる施設（店舗）（以下「施設」といいます。）に関して必要な許認可等を取得の上、旭川市内で対象となる施設を管理している法人又は個人事業者

【対象となる施設】（Q&Aも参照ください）

次のいずれも満たす施設が対象となります。

- (1) 「酒類を提供しない飲食店」又は「酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない飲食店」で、飲食店、喫茶店又は菓子製造業の営業許可を受けていること。
- (2) 施設にて調理等を行い、その場で客が飲食可能なテーブルや椅子等が常時設置されているなど、あきらかに当該店舗の商品を飲食するためと認められるスペースが屋内にあること。また、当該スペースにおける飲食に対して「消費税の標準税率（外食10%）」を適用していること。

《対象となる例》

料理店、喫茶店、イートイン[※]のある菓子・パン店等

※ あきらかに当該店舗の商品を飲食するためと認められ、消費税率10%を適用しているものに限る

《対象外の例》次の施設は原則として税率に関係なく対象外。

コンビニエンスストア、スーパーマーケット、移動販売車、露天商、
宅配・テイクアウト（持ち帰り）専門店（対象の飲食店等が感染防止対策として一定期間中、新たに宅配等のみで営業を始めた場合は対象）等

※ 市内に対象となる施設があれば、市外に本社があっても給付対象となります。

※ 複数の施設を経営する事業者は、旭川市内の対象施設全てで取組が必要です。

※ 複数の施設を経営する事業者も、給付額は10万円が上限です。

2 旭川市内全ての対象施設において、当面の間、継続して以下の感染防止対策に取り組む事業者

【感染症防止対策】

以下の感染防止対策の取組を最低二つ以上実施又は休業

- ア 3つの密（密閉・密集・密接）の防止 【例】換気や行列間隔の工夫など
- イ 飛沫感染・接触感染の防止 【例】従業員のマスク着用，レジに透明ビニールの設置など
- ウ 移動時の感染の防止 【例】時差出勤や在宅勤務など
- エ 発熱者等の施設への入場防止 【例】従業員・来訪者の検温・体調確認など
- オ 夜間営業の自粛（20時から5時までの営業の自粛）
- カ 営業時間の短縮（2時間以上の短縮）
- キ イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業は可）
- ク 社会的距離の配慮 【例】店舗座席のレイアウト変更等

※ 感染防止対策については、状況に応じて今後も継続した取組をお願いします。

※ 一時的に休業されている場合については、感染防止対策に取り組んでいるものと見なします。今後営業を再開される際には、上記の感染防止対策のうち二つ以上の取組をお願いします。

3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成26年3月25日条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 旭川市公式ホームページ【ダウンロード】

(URL) <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d070594.html>

(2) 旭川市役所第三庁舎 玄関内（旭川市6条通10丁目）【書面配布】

(3) 道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口（旭川市神楽4条6丁目1-12）【書面配布】

※感染拡大防止の観点から、窓口でのお問合せ等は原則として受け付けておりませんので、御不明な点は担当まで電話でお問合せください。



2 申請書類の提出

「別表1」に規定する申請書類を全て提出してください。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ 申請書類は返却いたしません。

※ 7月1日から添付書類に一部変更がありますので御注意ください。

3 申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年6月1日（月）から同年7月31日（金）まで ※ 7月31日（金）の消印有効です。

(2) 申請受付方法

感染症の拡大防止のため、郵送による申請に御協力ください。

申請書類一式を次の宛先に郵送することで提出することができます。

※ 簡易書留や一般書留，レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

【宛先】

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道北地域旭川地場産業振興センター2階

旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当 宛て

※ 切手（料金不足に注意）を貼付，封筒に差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

4 給付の決定

申請書類を受理した後，その内容を審査の上，適正と認められた場合に支援金の給付を決定し，2週間程度で給付します。

※ 申請内容に不明な点があれば，電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 給付決定の通知等

申請書類の審査の結果，本支援金を給付する又は給付しない旨の決定をしたときは，後日，給付決定通知書又は不給付決定通知書を発送します。

※ 申請書の提出後1か月を経過しても通知等がない場合は，お手数ですが担当まで御連絡ください。

IV その他

- 1 本支援金の給付決定後，給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は，旭川市は，本支援金の給付決定を取り消します。この場合，申請者は，支援金を返還することとなるとともに，旭川市は事業者名を公表することがあります。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため，必要に応じて，旭川市は，対象となる施設（店舗）の休業等の取組に係る実施状況や対象となる施設（店舗）の運営等の再開の状況に関する検査，報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載の情報を公的機関（北海道・保健所・税務当局・警察等）に提供する場合がありますので同意の上申請願います。
- 4 申請書類の提出後，感染防止対策の取組を中止するなど，給付要件に該当しなくなった場合は，速やかに担当まで連絡願います。

《問合せ先》

旭川市 経済部 経済交流課

（電話）0166-73-9850

（受付時間）平日 午前8時45分から午後5時15分まで

1 旭川市感染リスク低減協力支援金 申請書類について

R2.7.1 改正

※申請に当たっては、次の全ての書類が必要となります

1. 旭川市感染リスク低減協力支援金申請書（様式第1号）

用紙は、市ホームページからダウンロード又は旭川市役所第三庁舎、道の駅あさひかわに設置

2. 誓約書（様式第2号）

所在地、名称及び代表者名などの欄は**必ず自署**をお願いします。

3. 営業の実態が確認できるもの

【法人の場合】

直近の確定申告書の写し（税務署受付印のある「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知。）等

【個人の場合】

直近の確定申告書の写し（税務署受付印のある「第一表」の控え。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を黒く塗りつぶしたもの）等

◆上記の書類がない場合は、次のいずれかのものを提出してください。

- 創業後まもなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し（いずれも税務署の受付印があるもの）
- 直近の月末締め現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、休業等の要請時点の営業実態が分かる資料

4. 業種・業態が確認できるもの（申請書裏面1の店舗分のみ。次の【共通】のいずれかの書類及び該当する区分の書類を提出してください。）

【共通】施設の宣伝チラシ、ホームページ及び広告の写し、外観（社名や店舗名入り）及び内観が分かる写真の写し 等

【酒類の提供がない飲食店】酒類を提供していないことがわかるメニュー表の写し

【酒類の提供をしているが、以前から 19 時以降の営業を行っていない飲食店】営業時間が確認できる書類

5. 飲食店営業に必要な許可を取得していることが分かるもの(申請書裏面 1 の店舗分のみ。次のいずれかのものを提出してください。)

法令等が求める飲食店営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（飲食店営業許可等の写し）等

※イートインスペースでの食事用に、調理済みの商品を販売するなど、飲食店営業許可等がない

店舗の場合は、「標準税率（外食 10%）」を適用していることが分かるレシートの写し等を添付

6. 感染症防止対策の取組が分かるもの（申請書裏面 1 の店舗分のみ。次のいずれかのものを提出してください。)

申請書の「感染防止対策の取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できる書類（2 区分以上）

（感染防止対策の取組を告知するホームページの印刷、店頭ポスター、チラシ、DM、写真等の写し）

7. 振込を希望する口座情報の分かるもの

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かる通帳ページの写し

※当座の場合は当座預金の取引明細書（口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名のわかるもの）の写し、ネットバンキングの場合は口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し

8. （個人事業者のみ）本人確認書類の写し

運転免許証、パスポート、保険証等の写し 等

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ Q&A や記載例等を参照いただき、不備のないようお願いいたします。

※ 申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類提出先

〒070-8004

旭川市神楽 4 条 6 丁目 1-12 道北地域旭川地場産業振興センター2 階

旭川市経済部経済交流課 支援金担当 宛て

※ 感染症の拡大防止のため、郵送での申請に御協力ください。

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※ 郵送料の不足に御注意ください。